

## 難病制度の改正について

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月30日に公布されたことに伴い、平成27年1月から医療費を支給する制度が変わります。

大きく変わる点は…①月額自己負担上限額の算定方法

②受診する医療機関や、診断書を記載する医師が県に指定されたものでなければならないこと。

③医療費支給の対象となる疾病の拡大

この3つです。詳細は以下をご覧ください。

### ①月額自己負担上限額の算定方法

	新制度	現行制度
算定対象者	医療保険上の世帯全員	生計中心者
算定対象金額	市町村民税（所得割）や患者さんの収入金額	所得税や住民税（市町村民税等）
月額自己負担上限額	0円～30,000円 （入院・外来の区別なし）	入院：0円～23,100円 外来：0円～11,550円
入院時の食費等	全額自己負担（公費負担の対象外） ※経過措置3年間は2分の1	公費負担の対象
薬局の薬代	月額自己負担上限額に含まれる	月額自己負担限度額に含まれず、自己負担なし
重症患者	自己負担あり ※経過措置3年間を過ぎると、重症という区分がなくなります。	自己負担なし
算定対象者が市町村民税非課税	自己負担あり	自己負担なし
人工呼吸器等装着者	月額自己負担上限額 1,000円	
生活保護受給者	自己負担なし	

「月額自己負担上限額」とは…

皆さんが毎月支払う自己負担の上限額です。上限額を超えた部分を青森県が医療機関に支払います。（＝医療費の支給）

新制度の月額自己負担上限額表（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割					
			月額自己負担上限額（外来+入院+薬代等）					
			原則			既認定者（経過措置3年間）		
			一般	高額かつ 長期	人工呼吸器 等装着者	一般	現行の 重症患者	人工呼吸器 等装着者
生活保護	—		0					
低所得 1	市町村民 税非課税 （世帯）	本人年収 ～80万	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得 2		本人年収 80万超	5,000	5,000		5,000		
一般所得 1	市町村民税 課税以上 7.1 万未満	10,000	5,000	5,000		5,000		
一般所得 2	市町村民税 7.1 万以上 25.1 万未満	20,000	10,000	10,000				
上位所得	市町村民税 25.1 万以上	30,000	20,000	20,000				
入院時の食費等			全額自己負担			2分の1 自己負担		

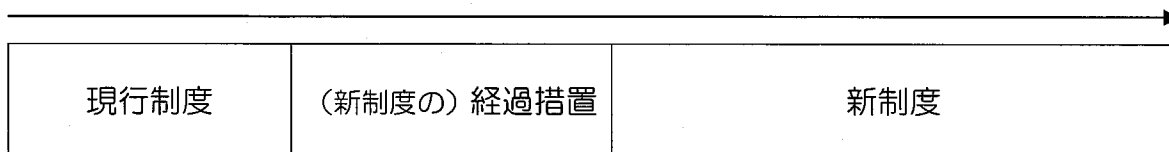
「既認定者」とは…

現在の特定疾患治療研究事業の受給者で、平成 26 年 12 月末までに新制度の手続きを行い、認定された方です。

平成 27 年 1 月以降に申請される方や、新たな対象疾病で申請される方は「原則」の月額自己負担上限額となります。

「経過措置」とは…

現行制度から新制度で制度内容が大きく変わるので、3 年間で徐々に新制度へ移行していきます。



H27.1

H30.1

## ②受診する医療機関や、診断書を記載する医師

### (1) 受診する医療機関（指定医療機関）

平成27年1月以降、医療費の支給が受けられる医療機関等（病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション等）は都道府県が指定した指定医療機関に限定されます。

### (2) 診断書を記載する医師（指定医）

平成27年1月以降、新制度に基づく診断書を記載することができる医師は、都道府県が指定した指定医に限定されます。

ただし、平成26年中の新制度への移行手続き申請に限り、これまでどおりの臨床調査個人票の様式で医療機関の医師が記載したものを提出していただきます。

※指定医療機関及び指定医にかかる情報は、医療機関等の指定手続きが完了したのものから順次、青森県報及び青森県のホームページで公表する予定です。

## ③医療費支給の対象となる疾病の拡大

### (1) 新制度の医療費支給の対象となる疾病

現在の56疾病から約300疾病に拡大されます。

平成27年1月から約110疾病が対象となり、平成27年夏頃に約300疾病が対象となる予定です。

### (2) 医療費の支給対象となる症状等の基準

新制度ではそれぞれの疾病の特性に応じた新しい認定基準が設定されます。

平成26年中に行う新制度への移行手続きでは現行制度の認定基準で審査されます。認定された方は経過措置により、3年間は医療費支給の対象となります。

ただし、3年後（経過措置後）は新制度の認定基準で審査されるため、現行制度で認定された方であっても、新制度の認定基準を満たさず、認定されない場合があります。